

## 令和4年度競争入札参加資格審査追加申請の手引

令和4年5月1日から令和5年4月30日までの期間中、龍ヶ崎地方塵芥処理組合（以下「当組合」といいます。）が行う競争入札に参加を希望する場合は、この手引きに従い競争入札参加資格審査の申請を行ってください。

当組合の競争入札に参加できる者は、資格審査の結果、競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」といいます。）に登載された者（以下「有資格者」といいます。）に限られます。

### ◎ 基本的事項

#### 1 資格審査を受けることができない者

次のいずれかに該当する場合は、資格審査を受けることができません。したがって、(1)から(4)までに該当する場合は一切の申請を受け付けず、(5)から(7)までのいずれかに該当する場合には該当する業種に係る申請を受け付けません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で、申請日の前日までに復権を得ない者
- (2) 当組合の入札又は契約に関し、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく入札参加制限を受けた者で、当該事実の後2年を経過していない者
- (3) 協業組合又は事業協同組合にあっては、入札に参加しようとする業種について組合の定款に共同受注についての定めがない者
- (4) 申請書類に虚偽の記載をして申請した者
- (5) 審査基準日現在で、営業に関し、法律上必要とする許可、認可又は登録等を受けていない者
- (6) 工事の請負（以下「建設工事」といいます。）にあっては、経営事項審査を受けていない者
- (7) 経常建設共同企業体にあっては、その構成員となる者が資格審査の申請をしていない者、又は他の経常建設共同企業体の構成員として申請をした者を含む者

#### 2 資格審査の申請区分等

資格審査の申請は、建設工事、測量・建設コンサルタント等の委託（以下「測量等」といいます。）及び物品の製造・買入れ・売払い、役務提供等（以下「物品製造等」といいます。）に区分し、さらに、それぞれを「業種一覧表」に掲げる区分に分類してください。

#### 3 審査基準日

資格審査の審査基準日は、建設工事にあつては申請しようとする日の直前の営業年度の終了日（ただし、申請日の直前の決算日が当該申請日の前6月以内であるときは、当該決算日前1年以内の直近の決算日でも差し支えありません。）とし、測量等及び物品製造等にあつては申請日の属する年の1月1日（ただし、決算に関する事項については、審査基準日の直前に決算の確定した日）とします。

#### 4 名簿の公表

当組合では、入札・契約制度改善の一環として閲覧希望者を対象に名簿を公表しています。したがって、当該公表を拒否する者の申請は一切受け付けず、申請書が提出されたときは、当該公表に同意したものとみなします。

名簿には、住所、商号又は名称、代表者名及び希望業種等が登録されます。

◎ 申請方法等 ※郵送のみの受付

1 受付期間等

令和4年2月1日から令和4年2月28日までとします。受付期間内の消印が有効となり、受付期間を過ぎた消印が押されているものは受付けることができません。

2 受付場所及び問合せ先

〒301-0801 茨城県龍ケ崎市板橋町436番地2  
龍ケ崎地方塵芥処理組合 総務課 庶務係  
電 話 0297-60-1777  
FAX 0297-60-1778  
E-mail ryujin@atlas.plala.or.jp  
Homepage <http://ryugasakijinkai.ec-site.jp/>

3 申請書類

- (1) 申請書の様式は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会(中央公契連)の統一様式(A4判, 以下「統一様式」といいます。)とします。なお, 物品製造等の申請については, 当組合ホームページからもダウンロードできます。
- (2) 添付書類は、「申請書類一覧」に掲げるとおりです。用紙の規格は、A4判を原則とします。添付書類のうち、官公署の発行する諸証明書等は、申請日前3か月以内のものとしてください。

4 書類の編纂

申請書類は、「申請書類一覧」に掲げる順番にダブルクリップ(バインダークリップ)等で綴じてください。(ファイルは当組合で用意しますので, 不要です。)

5 提出部数

申請書類の提出部数は、1部です。

6 申請方法

郵送のみ(送付先は、上記2をご参照ください。)

提出書類の郵送に当たり、未達等のトラブルを防止するため、書留郵便(一般書留か簡易書留のいずれか)で提出してください(宅急便やレターパックは不可)。郵便局発行の書留郵便物受領証(ラベル控え)は、提出書類を提出したことを証明するものですので、大切に保管してください。審査結果等の連絡用に84円分の切手を貼り付け、返信先の宛名を記載した封筒を同封してください。

提出書類に不備がある場合は、通知いたしますので通知された期間内に郵送にてご対応ください。なお、指定された期間内に届かない場合は申請を受付けることができません。

7 有効期間

名簿の有効期間は、原則として令和4年5月1日から令和5年4月30日までです。

◎ 変更の届出等

1 記載事項の変更

申請後に次に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに届け出てください。様式は統一様式です。

変 更 事 項	添 付 書 類
商 号 又 は 名 称	商業登記簿謄本（写し可）、委任状（委任している場合）及び使用印鑑届（実印と異なる場合）
代 表 者 又 は 受 任 者	法人の代表者の変更（商業登記簿謄本（写し可）及び委任状（委任している場合）） 受任者の変更（委任状）
住 所 又 は 電 話 番 号	本社の住所の変更（商業登記簿謄本（写し可）及び委任状（委任している場合））
許 可 ， 認 可 又 は 登 録 等	許可，認可又は登録等証明書（写し可）
実 印 又 は 使 用 印 鑑	実印の変更（印鑑証明書（写し可）、使用印鑑届（実印と異なる場合））
資 本 金	商業登記簿謄本（写し可）

2 経営事項審査結果通知書（経審）

経営事項審査の有効期限は、1年7か月です。したがって、申請書に添付した経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の有効期限が満了する前に、新たな経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を提出してください。

3 競争入札参加資格の地位の承継

有資格者である法人が消滅し、個人が死亡し、又は営業を廃止したときは、直ちに届け出てください。この場合において、合併後存続する法人、合併により設立された法人、相続人又は有資格者である個人がその営業のために使用していた財産の全部を提供して設立された法人は、所定の手続きにより当該有資格者の地位を承継することができます（詳細は、別途問い合わせてください）。

◎ 競争入札参加資格の取消し

有資格者が次のいずれかに該当するときは、当該資格の決定を取消すとともに名簿から抹消します。

- (1) 「基本的事項の記1，(1)又は(2)」のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 営業に関し、法律上必要とする許可，認可又は登録等の取消しを受け、又は失効したとき。
- (3) 営業を廃止したとき。
- (4) 経常建設共同企業体にあつては、当該共同企業体を解散したとき。
- (5) 申請書類に虚偽の事項を記載したとき。
- (6) 名簿の公表を拒否したとき。

申請書類一覧

建設工事

必須	申請書類	区分	様式	備考
◎	チェックリスト	原本	当組合	<u>当組合にて配布する。(ホームページよりダウンロード可)</u>
◎	競争入札参加資格審査カード	原本	当組合	<u>当組合にて配布する。(ホームページよりダウンロード可)</u>
◎	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書	原本	統一	<u>実印捺印のこと。</u>
	使用印鑑届	原本	自社	実印と使用印鑑が異なる場合。
	委任状	原本	自社	年間委任をする場合。 <u>実印捺印のこと。</u>
◎	建設業許可証明書	写可	定形	
◎	経営規模等評価結果通知書・ 総合評定値通知書	写可	定形	総合評定値(P評点)の通知を受けているもの。通知書が未着の場合は、経営事項審査完了票の写し又は経営事項審査を受けたことを証するものを添付し、後日別途提出すること。
◎	営業所一覧表	写可	統一	
◎	工事経歴書(直前2年分)	写可	統一	
◎	技術者経歴書	写可	自社	
◎	商業登記簿謄本	写可	定形	個人は身分証明書。
◎	納税証明書	写可	定形	5ページ注意事項参照のこと。

測量等

必須	申請書類	区分	様式	備考
◎	チェックリスト	原本	当組合	<u>当組合にて配布する。(ホームページよりダウンロード可)</u>
◎	競争入札参加資格審査カード	原本	当組合	<u>当組合にて配布する。(ホームページよりダウンロード可)</u>
◎	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書	原本	統一	<u>実印捺印のこと。</u>
	使用印鑑届	原本	自社	実印と使用印鑑が異なる場合。
	委任状	原本	自社	年間委任をする場合。 <u>実印捺印のこと。</u>
◎	許可, 認可又は登録等証明書	写可	定形	営業上必要とする場合。 ◎基本的事項の記1(5)参照のこと。
◎	営業所一覧表	写可	統一	
◎	測量等実績調書(直前2年分)	写可	統一	
◎	技術者経歴書	写可	統一	
◎	商業登記簿謄本	写可	定形	個人は身分証明書。
◎	財務諸表類(直前1年分)	写可	自社	貸借対照表, 損益計算書, 利益処分に関する書類。個人は貸借対照表, 損益計算書。
◎	納税証明書	写可	定形	5ページ注意事項参照のこと。

物品製造等

必須	申請書類	区分	様式	備考
◎	チェックリスト	原本	当組合	<u>当組合にて配布する。(ホームページよりダウンロード可)</u>
◎	競争入札参加資格審査カード	原本	当組合	<u>当組合にて配布する。(ホームページよりダウンロード可)</u>
◎	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書	原本	当組合	<u>当組合にて配布する。(ホームページよりダウンロード可)</u> <u>実印捺印のこと。</u>
	使用印鑑届	原本	自社	実印と使用印鑑が異なる場合。
	委任状	原本	自社	年間委任をする場合。 <u>実印捺印のこと。</u>
	許可, 認可又は登録等証明書	写可	定形	<u>営業上必要とする場合。</u> ◎基本的事項の記1(5)参照のこと。
◎	営業経歴書	写可	自社	<u>営業の沿革</u> 及び <u>営業所一覧</u> を内容とするもの。
◎	営業実績一覧(直前2年分)	写可	自社	
	技術者経歴書	写可	自社	技術者を必要とする委託業務のみ。
◎	商業登記簿謄本	写可	定形	個人は身分証明書。
◎	財務諸表類(直前1年分)	写可	自社	貸借対照表, 損益計算書, 利益処分に関する書類。個人は貸借対照表, 損益計算書。
◎	納税証明書	写可	定形	下記注意事項参照のこと。
	代理店・特約店証明書	写可	定形	希望業種と関連する場合。
	取扱品目一覧	写可	自社	

注意事項

- 1 「◎」印は必ず提出するもの, 無印は該当するときに提出するものです。
- 2 納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)は, 次のものを添付してください。
  - (1) 法人
    - ①国税 法人税, 消費税及び地方消費税=全社(様式その3の3)
    - ②県税 茨城県が課税する全項目=茨城県内に本店, 支店又は営業所等がある者(様式第40号の4(イ))
    - ③市税 法人市民税, 固定資産税・都市計画税, 軽自動車税=当組合構成市町(龍ヶ崎市, 利根町, 河内町)に本店, 支店又は営業所等がある者
  - ※ 設立間もない法人でまだ課税されていない者は, 法人の設立等に関する申告書の写しを提出すること。
  - (2) 個人
    - ①国税 所得税, 消費税及び地方消費税=全社(様式その3の2)
    - ②県税 茨城県が課税する全項目=茨城県内に本店, 支店又は営業所等がある者(様式第40号の4(イ))
    - ③市税 市・県民税, 固定資産税・都市計画税, 軽自動車税, 国民健康保険税=当組合構成市町(龍ヶ崎市, 利根町, 河内町)に本店, 支店又は営業所等がある者